

報告第11号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第15号

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

処分理由

消費税率引上げの延期（平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期）に伴い、低所得者の介護保険料を軽減する期間の改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成27年度から平成28年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。